| | | |
|---|---|---|
| 中小企業退職金共済法施行規則第四十九条 | 場合を含む。 | 場合を含み、第四十五条の掛金負担軽減措置を受けた共済契約者（平成二十五年改正法の施行の日前から共済契約を引き続き締結している者を除く。）に係る平成二十五年改正法附則第三十六条第一項の申出が行われ、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第二十号。以下「平成二十六年整備省令」という。）第四十条第三項の規定により第四十七条第一項を読み替えて適用する場合を除く。 |
| 中小企業退職金共済法施行規則附則第三条 | 第四十九条 | 平成二十六年整備省令第四十条第三項の規定により読み替えて適用する第四十九条 |
| （削る） | | |

4　（略）

（準用規定）

**第四十九条**　確定給付企業年金法施行規則第三十条、第三十二条の二、第三十三条から第三十六条まで、第百四条の十七及び第百四条の十九の規定は存続連合会が支給する給付について、同令第百四条の十五、第百四条の十六、第百四条の十八及び第百四条の二十二から第百四条の二十五までの規定は存続連合会に係る移換金について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| | | |
|---|---|---|
| （略） | （略） | （略） |
| 第三十二条の二 | 法第八十一条の二第二項、第八十二条の五第一項又は第九十一条の二十六第二項 | 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。 |

| | | |
|---|---|---|
| 中小企業退職金共済法施行規則第四十九条 | 場合を含む。 | 場合を含み、第四十五条の掛金負担軽減措置を受けた共済契約者（平成二十五年改正法の施行の日前から共済契約を引き続き締結している者を除く。）に係る平成二十五年改正法附則第三十六条第一項の申出が行われ、平成二十六年整備省令第四十条第二項の規定により第四十七条第一項を読み替えて適用する場合を除く。 |
| 中小企業退職金共済法施行規則附則第三条 | 第四十九条 | 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第二十号）第四十条第二項の規定により読み替えて適用する第四十九条 |

4　改正後確定給付企業年金法附則第二十八条第二項の規定による掛金納付月数の通算が行われた場合であって、かつ、平成二十五年改正法附則第三十六条第八項の規定に基づき退職金の額に元利合計額を加算する場合における中小企業退職金共済法第十条第二項並びに中小企業退職金共済法施行規則第十九条第二項及び第三十条の規定の適用については、確定給付企業年金法附則第二十八条第一項の被共済者の持分を算定する方法等を定める省令（平成十四年厚生労働省令第一号）第四条第二項の規定にかかわらず、前二項の規定の例による。

5　（略）

（準用規定）

**第四十九条**　改正後確定給付企業年金法施行規則第三十条、第三十二条の二、第三十三条から第三十六条まで、第百四条の十七及び第百四条の十九の規定は存続連合会が支給する給付について、改正後確定給付企業年金法施行規則第百四条の十五、第百四条の十六、第百四条の十八及び第百四条の二十二から第百四条の二十五までの規定は存続連合会に係る移換金について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正後確定給付企業年金法施行規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| | | |
|---|---|---|
| （略） | （略） | （略） |
| 第三十二条の二 | 法第八十一条の二第二項又は第九十六条の二十六第二項 | 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。 |